

## 実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
波佐見町	甲長野地区	令和3年3月16日	平成31年3月27日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23.8ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	20.9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2.4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.8ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	18.9ha
(備考)	
昭和50、51年度 圃場整備 40.4ha 農地中間管理事業による集積 24.2ha (R2.9)	

注1：③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

## 2 対象地区の課題

75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が1.8haあり、引受け可能な農地については集落営農法人で営農を行うが、法人として耕作可能な農地も限られるため、新たな農地の受け手の確保が必要。  
また、法人を維持していくために、法人内の若返りも必須であり、積極的に人員の確保に努める。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

甲長野地区の農地利用は、集落営農法人を中心として担う。しかし、作業効率の悪い圃場の取扱いが今後の課題である。また、次世代の中心経営体の育成に注力し、農地集積を図りたい。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		ha		ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

<p>○ 農地中間管理機構の活用方針 甲長野地区における中間管理事業を通じた集積は、令和2年9月末で55%となっており、町内でも集積の進んでいる地区である。今後は残った部分の集積を進め、中心経営体を核とした営農体系の構築を図る。</p>
<p>○ 基盤整備への取組方針 圃場整備より年数が経過しており、暗渠が効かなくなっている。今後は国庫補助事業や町単独事業等を活用しながら、基盤整備を実施することで、排水性の向上を図る。 また、道際や畔の草刈りが負担となっているため、コンクリート舗装等も考えていきたい。</p>
<p>○ 鳥獣被害防止対策の取組方針 現状で鳥獣防護柵は設置しているが、山の中に設置しているため、管理が難しく、破損や老朽化が目立つ。今後耐用年数が経過した際は、新たな防護柵を導入し、圃場周辺に設置することで、農地を守る。 また、併せて捕獲対策や棲分け対策を実施していく。</p>
<p>○ 担い手確保の取組方針 地域で農地を守っていくために、集落営農法人の担い手（オペレーター・作業員）育成、確保に取り組む。</p>
<p>○ 新規作物の導入方針 米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高い園芸作物などの生産を検討する。</p>
<p>○ 農地、水利施設等の維持・管理 多面的機能支払制度を活用し、農地の保全（草刈り等）及び水利施設等の維持管理に努める。</p>